四国地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局吉野川ダム統合管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和７年９月29日

四国地方整備局長　豊口　佳之

１　河川の名称　吉野川水系銅山川

２　廃川敷地等が生じた年月日　令和７年９月４日

３　廃川敷地等の位置　愛媛県四国中央市金砂町平野山261番地４

４　廃川敷地等の種類及び数量　土地　124.10平方メートル

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、青森県最低賃金（昭和55年青森労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

青森労働局長　角井　伸一

第４号中「１時間953円」を「１時間1,029円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月21日から効力を生ずる。

山梨労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

山梨労働局長　岩﨑　　充

第４号中「１時間988円」を「１時間1,052円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛媛県最低賃金（昭和55年愛媛労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

愛媛労働局長　常盤　剛史

第４号中「１時間956円」を「１時間1,033円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

高知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、高知県最低賃金（昭和55年高知労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

高知労働局長　菊池　宏二

第４号中「１時間952円」を「１時間1,023円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

佐賀労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、佐賀県最低賃金（昭和55年佐賀労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

佐賀労働局長　城　　寿克

第４号中「１時間956円」を「１時間1,030円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月21日から効力を生ずる。

宮崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮崎県最低賃金（昭和55年宮崎労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

宮崎労働局長　吉越　正幸

第４号中「１時間952円」を「１時間1,023円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月16日から効力を生ずる。

鹿児島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和55年鹿児島労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月29日

鹿児島労働局長　永野　和則

第４号中「１時間953円」を「１時間1,026円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月１日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項